

転入・転出の手続きについて

1 転入に必要な手続き

- (1) 市役所に住所を移したあと、喜多方市教育委員会学校教育課へ行き、「転校通知書（入学）」の交付を受けてください。
- (2) 転入先学校へは、前もって手続きの連絡を入れ、次の書類を持参して来校してください。
 - ① 転校した学校で出された「在学証明書」「教科書給与名簿」「氏名ゴム印」
 - ② 喜多方市教育委員会から発行された「転校通知書（入学）」
- (3) 本校からは、次の書類をお渡しし、説明します。
「児童家庭調査書」「転入に関する書類」

2 転出に必要な手続き

- (1) 転出することが決まり次第、学級担任に「いつ、どこへ引っ越します。」とお申し出ください。また、転出の手続きに来校する日時をお知らせください。
- (2) 喜多方市教育委員会学校教育課の窓口に転出届を提出し、交付された「転校通知書（退学）」を持参して来校してください。
- (3) 転校の手続きの際、学校からは、次の書類をお渡しします。
「在学証明書」「教科書給与名簿」「氏名ゴム印」これらは、転出先の学校へ提出してください。